

議案第58号

西脇市立幼稚園保育料及び預かり保育料徴収条例の一部
を改正する条例の制定について

西脇市立幼稚園保育料及び預かり保育料徴収条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

平成28年9月1日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

単年度教育から複数年教育への幼稚園教育の拡充、4歳児及び5歳児の保育料の無償化並びに預かり保育の廃止に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

西脇市立幼稚園保育料及び預かり保育料徴収条例の一部
を改正する条例

西脇市立幼稚園保育料及び預かり保育料徴収条例（平成27年西脇市
条例第23号）の一部を次のように改正する。

題名中「及び預かり保育料」を削る。

第1条中「及び預かり保育料」を削る。

第2条第1項中「別表第1」を「別表」に改める。

第3条を削る。

第4条（見出しを含む。）中「及び預かり保育料」を削り、同条を
第3条とし、第5条を第4条とする。

第6条を削る。

第7条（見出しを含む。）中「及び預かり保育料」を削り、同条を
第5条とし、第8条を第6条とする。

「

別表第1中

1人当たりの保育料（月額）
0円
0円
1,800円
2,700円
5,400円

を

」

「

1人当たりの保育料（月額）		
3歳児	4歳児	5歳児
0円	0円	0円
0円		
2,800円		
3,700円		
6,400円		

に改め、同表を別表とする。

」

別表第2から別表第4までを削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。